

平成31年3月7日

○条例

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

小田原市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

小田原市斎場条例の一部を改正する条例

小田原市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

小田原漁港交流促進施設条例の一部を改正する条例

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

○規則

小田原市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 7 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 2 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例（昭和24年小田原市条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「620」を「670」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月7日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第3号

小田原市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成21年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「あつては3年」の次に「を超えない範囲内の期間」を加える。

第4条第1号中「並びに短期大学」を削り、同条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 学校教育法第108条第2項に規定する短期大学

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の小田原市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

小田原市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成31年3月7日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市条例第4号

小田原市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部を改正
する条例

小田原市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例（平成24年小田原市
条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下「専門職
大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期
課程にあつては、修了した後）」を加え、第7号中「短期大学」の次に「（専門職大学
前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、
修了した後）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

小田原市斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 7 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 5 号

小田原市斎場条例の一部を改正する条例

小田原市斎場条例（昭和46年小田原市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第11条を第13条とする。

第10条中「市長の定める額」を「その損害」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「引き取り」を「引取り」に改め、同条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「指定日時」を「日時」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とし、第6条から第8条までを2条ずつ繰り下げる。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第4条を削る。

第3条中「小田原市斎場（以下「」及び「」という。）」を削り、「市長が指定する」を「指定管理者が市長の承認を得て定める」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（開場時間）

第6条 斎場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合は、市長の承認を得て臨時に開場時間を変更することができる。

第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 小田原市斎場（以下「斎場」という。）の管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者が行う斎場の管理の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 斎場の使用の許可に関すること。

(2) 斎場の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務別表中「第6条」を「第8条」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

小田原市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 7 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 6 号

小田原市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

小田原市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和37年小田原市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第96条の4」を「第96条の4第1項」に改め、「において」の次に「読み替えて」を加え、「第88条第1項の規定による」を「第87条の4第1項の緊急耐震工事計画又は法第96条の4第1項において読み替えて準用する法第87条の5第1項の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原漁港交流促進施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 7 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 7 号

小田原漁港交流促進施設条例の一部を改正する条例

小田原漁港交流促進施設条例（平成29年小田原市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「2年」を「3年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3 月 7 日

小田原市長 加 藤 憲 一

小田原市条例第 8 号

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例

小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成24年小田原市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者。第4号において同じ。）」を加え、同条第4号中「卒業した後」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」を加え、同条第5号中「卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の小田原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例第3条第8号の規定の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水

道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したもののみなす。

小田原市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月7日

小田原市長 加藤 憲 一

小田原市条例第9号

小田原市下水道条例の一部を改正する条例

小田原市下水道条例（昭和41年小田原市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（排水設備工事の指定工事店）」に改め、同条中「の工事」の次に「（以下「排水設備工事」という。）」を加え、「下水道排水設備工事店」を「者」に改め、同条の次に次の12条を加える。

（指定の申請等）

第5条の2 前条の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 指定の有効期間は、当該指定を受けた日から起算して5年を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、これを短縮することができる。

3 指定工事店は、前項の有効期間の満了後も引き続き指定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に指定の更新の申請をしなければならない。

（指定の基準）

第5条の3 市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をするものとする。

(1) 神奈川県内に営業所を有すること。

(2) 前号の営業所ごとに、第5条の8の登録を受けた者が1人以上専属していること。

(3) 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、指定をしてはならない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

- (2) 第5条の6第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
- (3) 第5条の13の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していない者
- (4) 排水設備工事の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- (5) 法人であって、役員のうち前各号のいずれかに該当する者がいるもの
(指定工事店の義務)

第5条の4 指定工事店は、下水道に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い、排水設備工事を施行しなければならない。

- 2 指定工事店は、排水設備の新設等を行おうとする者が第4条の確認を受けた後でなければ、当該排水設備に係る排水設備工事を行ってはならない。

(指定工事店に関する変更等の届出)

第5条の5 指定工事店は、名称、所在地その他の規則で定める事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 指定工事店は、排水設備工事の営業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第5条の6 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

- (1) 第5条の3第1項各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至ったとき。
- (2) 第5条の3第2項各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により指定を受けたと認められるとき。
- (4) 第5条の4の規定に違反したとき。
- (5) その施行する排水設備工事が、下水道の機能に障害を与えたと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定工事店が履行すべき義務及び遵守事項に従った適正な排水設備工事の施行ができないと市長が認めるとき。

- 2 前項の規定による指定の取消し又は指定の効力の停止により指定工事店に損害が生じても、市は、その賠償の責任を負わない。

(告示)

第5条の7 市長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定工事店の名称、所在地その他の規則で定める事項を告示しなければならない。

- (1) 指定をしたとき。
 - (2) 第5条の5第2項の規定による届出があったとき。
 - (3) 前条第1項の規定により指定を取り消し、又は指定の効力を停止したとき。
- (責任技術者の登録)

第5条の8 指定工事店の施行する排水設備工事において、次に掲げる職務に従事しようとする者は、排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）の登録を受けなければならない。

- (1) 排水設備工事に関する技術上の管理
- (2) 排水設備工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 排水設備工事が排水設備の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認

(登録の申請等)

第5条の9 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 登録の有効期間は、当該登録を受けた日から起算して5年を経過する日の属する月の末日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、これを短縮することができる。

3 責任技術者は、前項の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に登録の更新の申請をしなければならない。

(登録の基準)

第5条の10 市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であつて、指定工事店に専属して従事しているものと認めるときは、登録をするものとする。

- (1) 市長が指定する排水設備工事責任技術者試験（以下「責任技術者試験」という。）に合格した者であつて、合格してから5年を経過していないもの又は合格後5年以内ごとに市長が指定する排水設備工事責任技術者更新講習（以下「更新講習」という。）を継続して受けているもの
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項又は第3項の規定による申請をした者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、登録をしてはならない。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

(2) 第5条の13の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過していない者

(責任技術者の義務)

第5条の11 責任技術者は、下水道に関する法令、条例及び規則の定めるところに従い、第5条の8各号に掲げる職務に従事しなければならない。

2 責任技術者は、市長が別に定めるところにより更新講習を受けなければならない。

(責任技術者に関する変更等の届出)

第5条の12 責任技術者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 指定工事店を退職したとき。

(3) 指定工事店に雇用され、又は指定を受けたとき。

(登録の取消し等)

第5条の13 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を超えない範囲内において登録の効力を停止することができる。

(1) 心身の故障その他の理由により職務に従事できないとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。

(3) 禁錮以上の刑に処せられたとき。

(4) 責任技術者試験を実施した者により責任技術者試験の合格を取り消されたとき。

(5) 偽りその他不正な手段により登録を受けたと認められるとき。

(6) 第5条の11の規定に違反したとき。

(7) 前条の規定による届出(同条第1号に該当する場合に係るものを除く。)をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、責任技術者が履行すべき義務及び遵守事項に従い適正に職務に従事することができないと市長が認めるとき。

第11条第2項中「排水設備」の次に「の新設等の工事(以下「排水設備工事」という。)」を加え、「第11条第2項」を「、「第11条第2項」に、「」と読み替え

る」を「の新設等の工事」と読み替えるものとする」に改める。

第19条第1項第1号中「第4条から第7条まで」を「第4条、第5条、第6条、第7条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の小田原市下水道条例に基づく規則（以下「規則」という。）の規定によりした排水設備工事責任技術者の登録でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、改正後の小田原市下水道条例（以下「新条例」という。）第5条の8の規定による登録とみなす。
- 3 施行日前に規則の規定によりなされた排水設備工事の指定工事店又は排水設備工事責任技術者に係る申請その他の行為は、新条例中にこれに相当する規定があるときは、新条例の規定によりなされたものとみなす。

小田原市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月7日

小田原市長 加藤 憲一

小田原市規則第4号

小田原市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

小田原市斎場条例施行規則（昭和46年小田原市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第13条」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

条例第7条の許可を受けようとする者は、小田原市斎場使用許可申請書（様式第1号）により指定管理者に申請しなければならない。

第3条を次のように改める。

（許可書の交付）

第3条 指定管理者は、条例第7条の許可をした場合は、小田原市斎場使用許可書（様式第2号。第5条において「許可書」という。）を申請した者に交付する。

第4条中「第7条」を「第9条」に、「斎場使用料減額・免除申請書」を「小田原市斎場使用料減額・免除申請書」に、「を市長に提出しなければ」を「により市長に申請しなければ」に改める。

第5条中「斎場の使用許可」を「条例第7条の許可」に、「斎場使用許可書」を「許可書」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係) その 1

小田原市斎場使用許可申請書 (死体)		
年 月 日		
指定管理者 様		
申請者 住所 氏名 ㊦ 死亡者との続柄		
次のとおり申請します。		
死 亡 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	性 別	
	出生年月日	
死 因	<input type="checkbox"/> 一類感染症等 <input type="checkbox"/> その他	
死亡年月日時	年 月 日 時 分	
死亡の場所		
死体火葬許可証番号 又は改葬許可証番号		
住 所 区 分	<input type="checkbox"/> 市内居住者等 <input type="checkbox"/> 市外居住者	
使 用 区 分 等		使 用 料
火 葬 室	<input type="checkbox"/> 12歳以上 <input type="checkbox"/> 12歳未満	円
	年 月 日 時 分	
遺 体 安 置 室	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分	円
待 合 室	室	円
使 用 料 合 計		円

様式第 1 号 (第 2 条関係) その 2

小田原市斎場使用許可申請書 (死胎)	
年 月 日	
指定管理者 様	
申請者 住所 氏名 ㊟ 死胎児との続柄	
次のとおり申請します。	
父 母 の 本 籍	
父 母 の 住 所	
父 母 の 氏 名	
性 別	
妊 娠 週 数	
分 べ ん 日 時	年 月 日 時 分
分 べ ん の 場 所	
死胎火葬許可証番号	
住 所 区 分	<input type="checkbox"/> 市内居住者等 <input type="checkbox"/> 市外居住者
使 用 区 分 等	
火 葬 室	死胎 年 月 日 時 分
遺 体 安 置 室	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
待 合 室	室
使 用 料 合 計	
円	

様式第 1 号 (第 2 条関係) その 3

小田原市斎場使用許可申請書 (臓器等)							
年 月 日							
指定管理者 様							
申請者 住所 氏名 ㊟							
次のとおり申請します。							
臓器等の内訳							
住所区分	<input type="checkbox"/> 市内居住者等 <input type="checkbox"/> 市外居住者						
使 用 区 分 等							
火 葬 室	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">臓器等</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: right; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table>	臓器等		円		年 月 日 時 分	
臓器等		円					
	年 月 日 時 分						
遺 体 安 置 室	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center; padding: 2px;">年 月 日 時 分～</td> <td style="width: 40%; text-align: right; padding: 2px;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">年 月 日 時 分</td> <td></td> </tr> </table>		年 月 日 時 分～	円		年 月 日 時 分	
	年 月 日 時 分～	円					
	年 月 日 時 分						
使 用 料 合 計							
円							
医師又は警察官の証明							

様式第2号（第3条関係）その1

小田原市斎場使用許可書（死体）		
		番 号 年 月 日
様		
		指定管理者 印
次のとおり許可します。		
死 亡 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	性 別	
	出生年月日	年 月 日
死 因	<input type="checkbox"/> 一類感染症等 <input type="checkbox"/> その他	
死 亡 年 月 日 時	年 月 日 時 分	
死 亡 の 場 所		
死体火葬許可証番号 又は改葬許可証番号		
住 所 区 分	<input type="checkbox"/> 市内居住者等 <input type="checkbox"/> 市外居住者	
使 用 区 分 等		使 用 料
火 葬 室	<input type="checkbox"/> 12歳以上 <input type="checkbox"/> 12歳未満	
	年 月 日 時 分	
遺 体 安 置 室	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分	
待 合 室	室	円
使 用 料 合 計		円

様式第2号 (第3条関係) その2

小田原市斎場使用許可書 (死胎)	
番 号 年 月 日	
様	
指定管理者 印	
次のとおり許可します。	
父 母 の 本 籍	
父 母 の 住 所	
父 母 の 氏 名	
性 別	
妊 娠 週 数	
分 べ ん 日 時	年 月 日 時 分
分 べ ん の 場 所	
死胎火葬許可証番号	
住 所 区 分	<input type="checkbox"/> 市内居住者等 <input type="checkbox"/> 市外居住者
使 用 区 分 等	
火 葬 室	死胎 年 月 日 時 分
遺 体 安 置 室	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
待 合 室	室
使 用 料 合 計	
円	

様式第2号（第3条関係）その3

小田原市斎場使用許可書（臓器等）	
番 年	号 月 日
様	
指定管理者	
印	
次のとおり許可します。	
臓器等の内訳	
住 所 区 分	<input type="checkbox"/> 市内居住者等 <input type="checkbox"/> 市外居住者
使 用 区 分 等	
火 葬 室	臓器等 年 月 日 時 分
遺 体 安 置 室	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
使 用 料 合 計	
医師又は警察官の証明	

附 則

この規則は、平成31年7月1日から施行する。